

令和 7 年 1 0 月 2 2 日
北海道運輸局自動車交通部

北見地区における運賃改定の申請について

令和 7 年 1 0 月 1 5 日、北見地区のタクシー事業者より運賃改定の申請がなされましたのでお知らせいたします。

運賃改定の申請は、令和 7 年 1 0 月 1 5 日から令和 8 年 1 月 1 4 日までの 3 ヶ月間受付し、地区における車両数の 5 割に達した時点で運賃改定の手続きを開始いたします。

地区概要

北見地区	地区事業者数	地区車両数
北見交通圏 (北見市(ただし、平成 1 8 年 3 月 5 日に新設された北見市における旧北見市及び旧端野町の区域に限る。))	2 6 者	3 3 9 両
常呂圏 (訓子府町、置戸町、北見市(ただし、平成 1 8 年 3 月 5 日に新設された北見市における旧留辺蘂町及び旧常呂町の区域に限る。)、佐呂間町)		
網走市		
美幌圏 (大空町、美幌町、津別町)		
斜里圏 (斜里町、清里町、小清水町)		
紋別市		
西紋別圏 (滝上町、興部町、西興部村、雄武町)		
遠軽圏 (遠軽町、湧別町)		

【問い合わせ先】 北海道運輸局 自動車交通部
旅客第二課 平澤、三宅 Tel 011-290-2742